

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【給付対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

【給付額】

前年の総売上(事業収入)

— (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表させていただきます。

【お問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 [0570-783183](tel:0570-783183)

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

なお、制度の詳細については検討中ではありますが、申請・給付の開始時期や申請に必要な情報などお問合せを多くいただいている内容について、基本的な考え方を経済産業省HPに記載しております。

以下URLもしくは、右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>



持続化給付金 給付対象判定計算

No.	項目	金額
①	2020年〇月売上	
②	2019年〇月売上	
③	減少額	
④	減少率	
⑤	2019年総売上	
⑥	①×12ヵ月	
⑦	⑤－⑥	
⑧	給付額	

<計算方法>

No.	説明
①	2020.1~12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月の売上を記入
②	2019年の①と同じ月の売上を記入
③	計算式・・・②－①
④	計算式・・・(②－①)÷②×100
⑤	2019年の総売上を記入
⑥	計算式・・・①×12
⑦	計算式・・・⑤－⑥
⑧	給付額・・・(個人) ⑦が100万円以上の場合100万円、100万円より少ない場合⑦の額 (法人) ⑦が100万円以上の場合100万円、100万円より少ない場合⑦の額